

建築物等の解体・改修等工事における
石綿作業主任者技能講習テキスト No.217500
＜新旧対照表＞ 6版 令和5年12月15日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 5版 (令和5年4月21日)	(新版) 6版 (令和5年12月15日)
[表記・用語の統一 (例：職場→事業所 など)] ※旧版から新版への変更にあたり、「表記・用語の統一」はありません。	

(旧版) 5版 (令和5年4月21日)			(新版) 6版 (令和5年12月15日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
目次	2章以降	(赤枠を修正)	目次	2章以降	
第2章	事前調査及び分析調査の実施	34	第2章	事前調査の実施	34
1.	事前調査の基本	34	1.	事前調査の基本	34
2.	書面調査	40	2.	書面調査	40
3.	目視調査	47	3.	目視調査	47
4.	試料採取と分析方法	48	4.	事前調査結果等報告の記載事項	49
5.	事前調査結果等報告の記載事項	58	5.	事前調査結果の報告	50
6.	事前調査結果の労働基準監督署長への報告	64			
目次	2章以降	(赤枠を修正)	目次	2章以降	
【参考資料】			【参考資料】		
作業環境測定基準 (抄)		217	作業環境測定基準 (抄)		206
防じんマスクの選択、使用等について		218	防じんマスク、 <u>防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について</u>		207
大気汚染防止法 (抄)、大気汚染防止法施行令 (抄)、大気汚染防止法施行規則 (抄)		224	大気汚染防止法 (抄)、大気汚染防止法施行令 (抄)、大気汚染防止法施行規則 (抄)		222
10	上から7行目	他方、肺がん、 <u>良性石綿胸水 (胸膜炎)</u> 、びまん性胸膜肥厚、その亜型である円形無気肺は、石綿ばく露以外の原因によっても生じるので、石綿に非特異的な疾患である。石綿肺は石綿ばく露によってのみ生じるじん肺の一種である (図2-2参照)。	10	上から7行目	他方、肺がん、びまん性胸膜肥厚、その亜型である円形無気肺は、石綿ばく露以外の原因によっても生じるので、石綿に非特異的な疾患である。 <u>良性石綿胸水 (胸膜炎)</u> は石綿によるものであるが、 <u>良性胸水 (胸膜炎)</u> 自体は石綿以外の原因が多い。また、石綿肺は石綿ばく露によってのみ生じるじん肺の一種である (図2-2参照)。
34	章タイトル	事前調査 <u>及び分析調査</u> の実施	34	章タイトル	事前調査の実施
39	図2-4上段	(赤枠を追記)	39	図2-4上段	
【薄付け仕上塗材：砂壁状模様の例】			【薄付け仕上塗材：砂壁状模様の例】		

(旧版) 5 版 (令和 5 年 4 月 21 日)			(新版) 6 版 (令和 5 年 12 月 15 日)																																																																																						
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																																																																																				
43	表 2-3	(赤枠を修正)	43	表 2-3																																																																																					
表2-3【レベル2】主な石綿含有保温材及び耐火被覆材・断熱材の種類及び製造期間			表2-3【レベル2】主な石綿含有保温材及び耐火被覆材・断熱材の種類及び製造期間																																																																																						
<table><tr><th>建材名 (一般名)</th><th>商品名</th><th>製造期間</th></tr><tr><td rowspan="6">石綿含有耐火被覆板</td><td>トムボード</td><td>～1973</td></tr><tr><td>プロベストボード</td><td>～1975</td></tr><tr><td>リフライト</td><td>～1983</td></tr><tr><td>サーモボード</td><td>～1973</td></tr><tr><td>コーベックスマット</td><td>～1978</td></tr><tr><td>ケイカライト</td><td>～1986</td></tr><tr><td></td><td>ケイカライト</td><td>～1987</td></tr></table>			建材名 (一般名)	商品名	製造期間	石綿含有耐火被覆板	トムボード	～1973	プロベストボード	～1975	リフライト	～1983	サーモボード	～1973	コーベックスマット	～1978	ケイカライト	～1986		ケイカライト	～1987	<table><tr><th>建材名 (一般名)</th><th>商品名</th><th>製造期間</th></tr><tr><td rowspan="6">石綿含有耐火被覆板</td><td>トムボード</td><td>～1973</td></tr><tr><td>プロベストボード</td><td>～1975</td></tr><tr><td>リフライト</td><td>～1983</td></tr><tr><td>サーモボード</td><td>～1973</td></tr><tr><td>コーベックスマット</td><td>～1978</td></tr><tr><td>VMライト</td><td>～1974</td></tr><tr><td></td><td>ケイカライト</td><td>～1986</td></tr></table>			建材名 (一般名)	商品名	製造期間	石綿含有耐火被覆板	トムボード	～1973	プロベストボード	～1975	リフライト	～1983	サーモボード	～1973	コーベックスマット	～1978	VMライト	～1974		ケイカライト	～1986																																														
建材名 (一般名)	商品名	製造期間																																																																																							
石綿含有耐火被覆板	トムボード	～1973																																																																																							
	プロベストボード	～1975																																																																																							
	リフライト	～1983																																																																																							
	サーモボード	～1973																																																																																							
	コーベックスマット	～1978																																																																																							
	ケイカライト	～1986																																																																																							
	ケイカライト	～1987																																																																																							
建材名 (一般名)	商品名	製造期間																																																																																							
石綿含有耐火被覆板	トムボード	～1973																																																																																							
	プロベストボード	～1975																																																																																							
	リフライト	～1983																																																																																							
	サーモボード	～1973																																																																																							
	コーベックスマット	～1978																																																																																							
	VMライト	～1974																																																																																							
	ケイカライト	～1986																																																																																							
44	表 2-3	(赤枠を部分を修正)	44	表 2-3																																																																																					
<table><tr><th>建材名 (一般名)</th><th>商品名</th><th>製造期間</th></tr><tr><td rowspan="12">石綿含有けい酸カルシウム保温材</td><td>シリカカバー (#1000シリカ)</td><td>～1978</td></tr><tr><td>シリカカバー (#650シリカ)</td><td>～1979</td></tr><tr><td>シリカボード (#650シリカ)</td><td>～1980</td></tr><tr><td>シリカボード (#1001シリカ)</td><td>～1981</td></tr><tr><td>インヒビライト (カバー)</td><td>～1979</td></tr><tr><td>インヒビライト (ボード)</td><td>～1979</td></tr><tr><td>エックスライトボード</td><td>～1979</td></tr><tr><td>ダイバライト (カバー)</td><td>～1979</td></tr><tr><td>ダイバライト (ボード)</td><td>～1979</td></tr><tr><td>ベストライトカバー</td><td>～1979</td></tr><tr><td>ベストライトボード</td><td>～1979</td></tr><tr><td>シリカライト</td><td>～1980</td></tr><tr><td rowspan="5">石綿含有バーミキュライト保温材</td><td>スーパーテンプボード</td><td>～1978</td></tr><tr><td>ダイヤライト</td><td>～1979</td></tr><tr><td>ベストライト</td><td>～1983</td></tr><tr><td>石綿含有バーミキュライト保温材</td><td>～1987</td></tr><tr><td>VMライト</td><td>～1974</td></tr><tr><td></td><td>カボサイト</td><td>～1979</td></tr></table>			建材名 (一般名)	商品名	製造期間	石綿含有けい酸カルシウム保温材	シリカカバー (#1000シリカ)	～1978	シリカカバー (#650シリカ)	～1979	シリカボード (#650シリカ)	～1980	シリカボード (#1001シリカ)	～1981	インヒビライト (カバー)	～1979	インヒビライト (ボード)	～1979	エックスライトボード	～1979	ダイバライト (カバー)	～1979	ダイバライト (ボード)	～1979	ベストライトカバー	～1979	ベストライトボード	～1979	シリカライト	～1980	石綿含有バーミキュライト保温材	スーパーテンプボード	～1978	ダイヤライト	～1979	ベストライト	～1983	石綿含有バーミキュライト保温材	～1987	VMライト	～1974		カボサイト	～1979	<table><tr><th>建材名 (一般名)</th><th>商品名</th><th>製造期間</th></tr><tr><td rowspan="12">石綿含有けい酸カルシウム保温材</td><td>シリカカバー (#1000シリカ)</td><td>～1978</td></tr><tr><td>シリカカバー (#650シリカ)</td><td>～1979</td></tr><tr><td>シリカボード (#650シリカ)</td><td>～1980</td></tr><tr><td>シリカボード (#1000シリカ)</td><td>～1978</td></tr><tr><td>インヒビライト (カバー)</td><td>～1979</td></tr><tr><td>インヒビライト (ボード)</td><td>～1979</td></tr><tr><td>エックスライトボード</td><td>～1979</td></tr><tr><td>ダイバライト (カバー)</td><td>～1979</td></tr><tr><td>ダイバライト (ボード)</td><td>～1979</td></tr><tr><td>ベストライトカバー</td><td>～1979</td></tr><tr><td>ベストライトボード</td><td>～1979</td></tr><tr><td>シリカライト</td><td>～1980</td></tr><tr><td rowspan="5">石綿含有バーミキュライト保温材</td><td>スーパーテンプボード</td><td>～1978</td></tr><tr><td>ダイヤライト</td><td>～1979</td></tr><tr><td>ベストライト</td><td>～1983</td></tr><tr><td>石綿含有バーミキュライト保温材</td><td>～1987</td></tr><tr><td>カボサイト</td><td>～1979</td></tr><tr><td></td><td>カボサイト</td><td>～1978</td></tr></table>			建材名 (一般名)	商品名	製造期間	石綿含有けい酸カルシウム保温材	シリカカバー (#1000シリカ)	～1978	シリカカバー (#650シリカ)	～1979	シリカボード (#650シリカ)	～1980	シリカボード (#1000シリカ)	～1978	インヒビライト (カバー)	～1979	インヒビライト (ボード)	～1979	エックスライトボード	～1979	ダイバライト (カバー)	～1979	ダイバライト (ボード)	～1979	ベストライトカバー	～1979	ベストライトボード	～1979	シリカライト	～1980	石綿含有バーミキュライト保温材	スーパーテンプボード	～1978	ダイヤライト	～1979	ベストライト	～1983	石綿含有バーミキュライト保温材	～1987	カボサイト	～1979		カボサイト	～1978
建材名 (一般名)	商品名	製造期間																																																																																							
石綿含有けい酸カルシウム保温材	シリカカバー (#1000シリカ)	～1978																																																																																							
	シリカカバー (#650シリカ)	～1979																																																																																							
	シリカボード (#650シリカ)	～1980																																																																																							
	シリカボード (#1001シリカ)	～1981																																																																																							
	インヒビライト (カバー)	～1979																																																																																							
	インヒビライト (ボード)	～1979																																																																																							
	エックスライトボード	～1979																																																																																							
	ダイバライト (カバー)	～1979																																																																																							
	ダイバライト (ボード)	～1979																																																																																							
	ベストライトカバー	～1979																																																																																							
	ベストライトボード	～1979																																																																																							
	シリカライト	～1980																																																																																							
石綿含有バーミキュライト保温材	スーパーテンプボード	～1978																																																																																							
	ダイヤライト	～1979																																																																																							
	ベストライト	～1983																																																																																							
	石綿含有バーミキュライト保温材	～1987																																																																																							
	VMライト	～1974																																																																																							
	カボサイト	～1979																																																																																							
建材名 (一般名)	商品名	製造期間																																																																																							
石綿含有けい酸カルシウム保温材	シリカカバー (#1000シリカ)	～1978																																																																																							
	シリカカバー (#650シリカ)	～1979																																																																																							
	シリカボード (#650シリカ)	～1980																																																																																							
	シリカボード (#1000シリカ)	～1978																																																																																							
	インヒビライト (カバー)	～1979																																																																																							
	インヒビライト (ボード)	～1979																																																																																							
	エックスライトボード	～1979																																																																																							
	ダイバライト (カバー)	～1979																																																																																							
	ダイバライト (ボード)	～1979																																																																																							
	ベストライトカバー	～1979																																																																																							
	ベストライトボード	～1979																																																																																							
	シリカライト	～1980																																																																																							
石綿含有バーミキュライト保温材	スーパーテンプボード	～1978																																																																																							
	ダイヤライト	～1979																																																																																							
	ベストライト	～1983																																																																																							
	石綿含有バーミキュライト保温材	～1987																																																																																							
	カボサイト	～1979																																																																																							
	カボサイト	～1978																																																																																							
46	上から 6 行目	建築用仕上塗材・下地調整塗材 (例) を表 2-5 に示す。	46	上から 6 行目	建築用仕上塗材・ <u>建築用</u> 下地調整塗材 (例) を表 2-5 に示す。																																																																																				
48	上から 13 行目 以降	<u>4. 試料採取と分析方法</u> (以降 57 ページまで削除)	48	上から 13 行目 以降																																																																																					
58	上から 1 行目	<u>5. 事前調査結果等報告の記載事項</u>	49	上から 1 行目	<u>4. 事前調査結果等報告の記載事項</u>																																																																																				
58	図 2-12	(赤枠を追記・変更)	49	図 2-12																																																																																					
⑧ 事前調査で、<u>石綿等の使用の有無 (石綿等が使用されたとみなした場合は、その旨を含む) 及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠</u> ⑨ 目視による確認が困難な材料の有無及び場所 出典 厚生労働省 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル (2.20 版) 平成 30 年 3 月 図 2-12 事前調査記録の記載事項 (例)			⑧ 事前調査で、<u>石綿等の使用の有無 (石綿等が使用されたとみなした場合は、その旨を含む) 及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠</u> ⑨ 目視による確認が困難な材料の有無及び場所 ⑩ 事前調査を行った者の氏名 ⑪ 事前調査を行った者の資格証等の写し ⑫ 分析調査を行った者の資格証等の写し 令和 8 年 1 月 1 日施行 出典 厚生労働省 環境省 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル (令和 3 年 3 月) 図 2-12 事前調査記録の記載事項 (例)																																																																																						
59- 63	頁	(削除)																																																																																							
64	上から 1 行目	<u>6. 事前調査結果の労働基準監督署長への報告</u>	50	上から 1 行目	<u>5. 事前調査結果の報告</u>																																																																																				

(旧版) 5 版 (令和 5 年 4 月 21 日)			(新版) 6 版 (令和 5 年 12 月 15 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
64	下段囲み	(削除)	50		
64 の 次頁		(ページを追加)	51		(図 2-13 を追加)
			事業者は、一定の規模の解体工事を行う場合には、石綿の有無によらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」を利用し、あらかじめ労働基準監督署及び自治体に報告しなければなりません。 建築物の解体・補修時には 石綿含有建材の調査が必要です 令和 4 年 4 月 1 日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があります。 (大気汚染防止法第18条の15第6項) ※令和 4 年 4 月 1 日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査（事前調査）を実施する必要があります。 事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査結果報告システムにおいて行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。「プライム」「エントリー」どちらの登録も利用できます。 ※「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。 gBizID https://gbiz-id.go.jp  石綿事前調査結果報告システム https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp ※ 事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。 		

図2-13 石綿事前調査結果報告システム

(旧版) 5 版 (令和 5 年 4 月 21 日)			(新版) 6 版 (令和 5 年 12 月 15 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
120	表 3-9 石綿処 理	① <u>バック</u> 内空気を吸引、・・・	107	表 3-9 石綿処 理	① <u>バッグ</u> 内空気を吸引、・・・
122	上から 4 行目	① ・・・(表 3-7 (P81) ①～③参照)、・・・ ② ・・・(表 3-7 (P81) ①～④参照)、・・・	109	上から 4 行目	① ・・・(表 3-7 (P68) ①～③参照)、・・・ ② ・・・(表 3-7 (P68) ①～④参照)、・・・
122	下から 2 行目	・・・表 3-7 (P81) ①～③の・・・	109	下から 2 行目	・・・表 3-7 (P68) ①～③の・・・
124	下から 14 行目	・・・(表 3-7 (P81) ①～③参照)、・・・	111	下から 13 行目	・・・(表 3-7 (P68) ①～③参照)、・・・
129	上から 10 行目	② 具体的には、「第 3 章 7 (9) 廃棄物の一 時保管と搬出」(P114) に準じる。	116	上から 10 行目	② 具体的には、「第 3 章 7 (9) 廃棄物の一 時保管と搬出」(P101) に準じる。
129	表 3-13	(赤枠を追加)	116	表 3-13	

表 3-13 石綿含有成形板等【レベル 3】の除去作業における呼吸用保護具・防護服等の主な措置一覧				
工法等		呼吸用保護具 (表 3-7 参照)	防護服等 (表 3-7 参照)	主な措置
建材	工法			
石綿含有成形板	切断・穿孔・研 磨等の作業を伴 う場合	①、②、③	専用の作業衣又は防 護服	●水又は薬液（粉じん飛散 抑制剤）による湿潤化
	原形のまま取り 外す場合	①、②、③、④	専用の作業衣又は防 護服	●水又は薬液（粉じん飛散 抑制剤）による湿潤化
(共通事項) ・事前調査・作業計画の作成・特別教育・作業主任者の選任 ・事前調査結果、工事実施等の掲示 ・更衣施設・洗身設備・保護具の管理・清掃・作業記録・健康管理 (・石綿含有産業廃棄物－がれき類・廃プラスチック等－としての処理)				

表 3-13 石綿含有成形板等【レベル 3】の除去作業における呼吸用保護具・防護服等の主な措置一覧				
工法等		呼吸用保護具 (表 3-7 参照)	防護服等 (表 3-7 参照)	主な措置
建材	工法			
石綿含有成形板	切断・穿孔・研 磨等の作業を伴 う場合	①、②、③	専用の作業衣又は防 護服	●水又は薬液（粉じん飛散 抑制剤）による湿潤化 ●隔離（負圧養生は不要）
	原形のまま取り 外す場合	①、②、③、④	専用の作業衣又は防 護服	●水又は薬液（粉じん飛散 抑制剤）による湿潤化
	けい酸カルシウ ム板第 1 種破砕 時、研磨等の場 合	①	防護服	●水又は薬液（粉じん飛散 抑制剤）による湿潤化 ●粉じん性能を有する電動 工具の使用
(共通事項) ・事前調査・作業計画の作成・特別教育・作業主任者の選任 ・事前調査結果、工事実施等の掲示 ・更衣施設・洗身設備・保護具の管理・清掃・作業記録・健康管理 (・石綿含有産業廃棄物－がれき類・廃プラスチック等－としての処理)				

(旧版) 5 版 (令和 5 年 4 月 21 日)			(新版) 6 版 (令和 5 年 12 月 15 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
137 138	137 と 138 の 間に追 加		125	ページ 追加	<u>(4) 石綿含有仕上塗材の除去における石綿飛散防止</u> <u>石綿含有仕上塗材の除去等作業については、令和 2 (2020) 年 5 月の大気汚染防止法の改正により施工方法にかかわらず規制対象とされるとともに、作業基準が設けられ、仕上塗材特有の周辺環境への石綿飛散防止方法が示された。なお、石綿則においては従前から規制対象であったが、令和 2 (2020) 年 7 月の石綿則の改正において、施工方法にかかわらず「吹付けられている石綿等」から除かれることとなり、仕上塗材の除去に係る措置が定められた。</u> <u>石綿含有仕上塗材に係る具体的な措置としては、建築物等の解体等工事時には石綿有無の事前調査の実施及び都道府県や労働基準監督署へ事前調査結果の報告を行い、石綿を 0.1 重量% 超えて含有する場合は、建築物等の解体等工事時に石綿含有仕上塗材として除去を行い、廃棄物処理法に基づいて石綿含有廃棄物として処理する必要がある。</u> <u>石綿則による作業の規制事項として、作業計画の作成及び作業者への周知、除去等に係る措置、石綿作業主任者の選任、保護具の使用、各種掲示・表示（一部は安衛則、通達）、除去に係る措置の遵守、記録の保存等があり、作業者は全員が石綿特別教育（石綿使用建築物等解体等業務特別教育）を受講している必要がある。また、立入禁止措置については、作業場を離れる時や帰宅する時においても作業場へ関係者以外が立ち入らないように封鎖をする。</u> <u>また、令和 5 年 8 月の法改正において、石綿含有仕上塗材の除去については、「石綿等を湿潤な状態のものとすること。除じん性能を有する電動工具を使用すること」と石綿等の</u>

(旧版) 5 版 (令和 5 年 4 月 21 日)			(新版) 6 版 (令和 5 年 12 月 15 日)																																																																						
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																																																																				
139	表 3-17	(赤枠を追加)	127	表 3-17																																																																					
● 更衣設備・洗身設備 <table><tr><th colspan="5">【レベル 2】</th></tr><tr><th colspan="2">作業</th><th>呼吸用保護具 (表 3-7 参照)</th><th>防護服等 (表 3-7 参照)</th><th>主な措置</th></tr><tr><th>建材</th><th>工法</th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td>耐火被覆材</td><td>● 耐火被覆板 ● けい酸カルシウム板第 2 種</td><td rowspan="2">● 封じ込め ● 破砕、切断、穿孔を伴う 囲い込み</td><td rowspan="2">①、②、③</td><td rowspan="2">専用の作業衣 又は防護服</td><td rowspan="2">作業場の隔離無しの場合 (石綿含有建材、石綿粉じんが付着したものは 特別管理産業廃棄物として処理)</td></tr><tr><td>断熱材</td><td>● 屋根用折板裏石綿断熱材</td></tr><tr><td>耐火被覆材</td><td>● 耐火被覆板 ● けい酸カルシウム板第 2 種 ● 耐火被覆塗材</td><td rowspan="2">● 破砕、切断、穿孔を伴わない 囲い込み</td><td rowspan="2">①、②、③、 ④</td><td rowspan="2">専用の作業衣 又は防護服</td><td rowspan="2">作業場の隔離無しの場合 (特別管理産業廃棄物として処理)</td></tr><tr><td>断熱材</td><td>● 屋根用折板裏石綿断熱材</td></tr></table> (共通事項) ● 事前調査・作業計画の作成、特別教育、作業主任者の選任 ● 事前調査結果・工事実施等の掲示 ● 更衣設備・洗身設備・保護具の管理・清掃・作業記録・健康管理 ※ 切断等を伴う場合は、レベル 1 と同等の措置が必要			【レベル 2】					作業		呼吸用保護具 (表 3-7 参照)	防護服等 (表 3-7 参照)	主な措置	建材	工法				耐火被覆材	● 耐火被覆板 ● けい酸カルシウム板第 2 種	● 封じ込め ● 破砕、切断、穿孔を伴う 囲い込み	①、②、③	専用の作業衣 又は防護服	作業場の隔離無しの場合 (石綿含有建材、石綿粉じんが付着したものは 特別管理産業廃棄物として処理)	断熱材	● 屋根用折板裏石綿断熱材	耐火被覆材	● 耐火被覆板 ● けい酸カルシウム板第 2 種 ● 耐火被覆塗材	● 破砕、切断、穿孔を伴わない 囲い込み	①、②、③、 ④	専用の作業衣 又は防護服	作業場の隔離無しの場合 (特別管理産業廃棄物として処理)	断熱材	● 屋根用折板裏石綿断熱材	● 更衣設備・洗身設備 <table><tr><th colspan="5">【レベル 2】</th></tr><tr><th colspan="2">作業</th><th>呼吸用保護具 (表 3-7 参照)</th><th>防護服等 (表 3-7 参照)</th><th>主な措置</th></tr><tr><th>建材</th><th>工法</th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td>耐火被覆材</td><td>● 耐火被覆板 ● けい酸カルシウム板第 2 種</td><td rowspan="2">● 封じ込め ● 破砕、切断、穿孔を伴う 囲い込み</td><td rowspan="2">①、②、③</td><td rowspan="2">専用の作業衣 又は防護服</td><td rowspan="2">作業場の隔離無しの場合 (石綿含有建材、石綿粉じんが付着したものは 特別管理産業廃棄物として処理)</td></tr><tr><td>断熱材</td><td>● 屋根用折板裏石綿断熱材</td></tr><tr><td>保温材</td><td>● 石綿保温材 ● パーライト保温材</td><td rowspan="2">● 破砕、切断、穿孔を伴わない 囲い込み</td><td rowspan="2">①、②、③、 ④</td><td rowspan="2">専用の作業衣 又は防護服</td><td rowspan="2">作業場の隔離無しの場合 (特別管理産業廃棄物として処理)</td></tr><tr><td>断熱材</td><td>● 耐火被覆板 ● けい酸カルシウム板第 2 種 ● 耐火被覆塗材</td></tr><tr><td>保温材</td><td>● 石綿保温材 ● パーライト保温材</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (共通事項) ● 事前調査・作業計画の作成、特別教育、作業主任者の選任 ● 事前調査結果・工事実施等の掲示 ● 更衣設備・洗身設備・保護具の管理・清掃・作業記録・健康管理 ※ 切断等を伴う場合は、レベル 1 と同等の措置が必要			【レベル 2】					作業		呼吸用保護具 (表 3-7 参照)	防護服等 (表 3-7 参照)	主な措置	建材	工法				耐火被覆材	● 耐火被覆板 ● けい酸カルシウム板第 2 種	● 封じ込め ● 破砕、切断、穿孔を伴う 囲い込み	①、②、③	専用の作業衣 又は防護服	作業場の隔離無しの場合 (石綿含有建材、石綿粉じんが付着したものは 特別管理産業廃棄物として処理)	断熱材	● 屋根用折板裏石綿断熱材	保温材	● 石綿保温材 ● パーライト保温材	● 破砕、切断、穿孔を伴わない 囲い込み	①、②、③、 ④	専用の作業衣 又は防護服	作業場の隔離無しの場合 (特別管理産業廃棄物として処理)	断熱材	● 耐火被覆板 ● けい酸カルシウム板第 2 種 ● 耐火被覆塗材	保温材	● 石綿保温材 ● パーライト保温材				
【レベル 2】																																																																									
作業		呼吸用保護具 (表 3-7 参照)	防護服等 (表 3-7 参照)	主な措置																																																																					
建材	工法																																																																								
耐火被覆材	● 耐火被覆板 ● けい酸カルシウム板第 2 種	● 封じ込め ● 破砕、切断、穿孔を伴う 囲い込み	①、②、③	専用の作業衣 又は防護服	作業場の隔離無しの場合 (石綿含有建材、石綿粉じんが付着したものは 特別管理産業廃棄物として処理)																																																																				
断熱材	● 屋根用折板裏石綿断熱材																																																																								
耐火被覆材	● 耐火被覆板 ● けい酸カルシウム板第 2 種 ● 耐火被覆塗材	● 破砕、切断、穿孔を伴わない 囲い込み	①、②、③、 ④	専用の作業衣 又は防護服	作業場の隔離無しの場合 (特別管理産業廃棄物として処理)																																																																				
断熱材	● 屋根用折板裏石綿断熱材																																																																								
【レベル 2】																																																																									
作業		呼吸用保護具 (表 3-7 参照)	防護服等 (表 3-7 参照)	主な措置																																																																					
建材	工法																																																																								
耐火被覆材	● 耐火被覆板 ● けい酸カルシウム板第 2 種	● 封じ込め ● 破砕、切断、穿孔を伴う 囲い込み	①、②、③	専用の作業衣 又は防護服	作業場の隔離無しの場合 (石綿含有建材、石綿粉じんが付着したものは 特別管理産業廃棄物として処理)																																																																				
断熱材	● 屋根用折板裏石綿断熱材																																																																								
保温材	● 石綿保温材 ● パーライト保温材	● 破砕、切断、穿孔を伴わない 囲い込み	①、②、③、 ④	専用の作業衣 又は防護服	作業場の隔離無しの場合 (特別管理産業廃棄物として処理)																																																																				
断熱材	● 耐火被覆板 ● けい酸カルシウム板第 2 種 ● 耐火被覆塗材																																																																								
保温材	● 石綿保温材 ● パーライト保温材																																																																								
144	上から 22 行目	防護服等及び表 3-7 (P81) ①、②の呼吸用保護具を使用する	132	上から 22 行目	防護服等及び表 3-7 (P68) 破砕を伴う場合は①、破砕を伴わない場合は①～③の呼吸用保護具を使用する																																																																				
153	上から 3 行目	なお、測定方法については、アスベストモニタリングマニュアル (4.1 版、平成 29 年 7 月) 及び建築改修工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和元年版 下巻) を参照されたい。 参考として、表 3-22 に「建築改修工事監理指針 令和元年版 (下巻)」による測定の区分を示す。	141	上から 3 行目	なお、測定方法については、アスベストモニタリングマニュアル (4.2 版、令和 4 年 3 月) 及び建築改修工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和 4 年版 下巻) を参照されたい。 参考として、表 3-22 に「建築改修工事監理指針 令和 4 年版 (下巻)」による測定の区分を示す。																																																																				
163	下から 3 行目	する空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスクである。 酸素呼吸器としては、……	151	下から 2 行目	する空気呼吸器又は送気マスクである。 送気マスクとしては、……																																																																				
168	上から 9 行目	⑨ ……有害性の高い粉じんに対して十分な性能が得られないものもあるため、石綿を取り扱う作業では使用できない。	156	上から 9 行目	⑨ ……有害性の高い粉じんに対して十分な性能が得られるものを使用する。																																																																				
169	上から 7 行目	⑧ 面体を装着する際はその都度、シールチェック (フィットチェック) を行う。 以下同じ P.171/172/174/176/177	157	上から 7 行目	⑧ 面体を装着する際はその都度、シールチェックを行う。 以下同じ P.159/160/162/164/165																																																																				
180	上から 6 行目	防護服等の選定にあたっては、表 1-3 (P166) に示すとおりである。	168	上から 6 行目	防護服等の選定にあたっては、表 1-3 (P154) に示すとおりである。																																																																				

(旧版) 5 版 (令和 5 年 4 月 21 日)			(新版) 6 版 (令和 5 年 12 月 15 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
198	第 3 条	<u>5</u> 事業者は、事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、<u>次に掲げる事項</u>（第 3 項第 3 号から第 8 号までの場合においては、第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に限る。）の記録を作成し、<u>これを</u>事前調査を終了した日（分析調査を行った場合にあっては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日）（第 3 号及び次項第 1 号において「調査終了日」という。）から 3 年間保存するものとする。 <u>9</u> 第 2 項第 2 号ただし書に規定する材料の有無及び場所 <u>6</u> 事業者は、・・・・ <u>7</u> 第 2 項第 2 号ただし書・・・・	186	第 3 条	<u>7</u> 事業者は、事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、<u>第 1 号から第 10 号まで及び第 12 号前段に掲げる事項</u>（第 3 項第 3 号から第 8 号までの場合においては、第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に限る。）の記録を作成し、<u>当該記録並びに第 11 号及び第 12 号後段に掲げる書類を</u>事前調査を終了した日（分析調査を行った場合にあっては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日）（第 3 号及び次項第 1 号において「調査終了日」という。）から 3 年間保存するものとする。<u>（施行日 令和 8 年 1 月 1 日）</u> 1～8 省略 <u>9</u> <u>事前調査を行った者の氏名</u>（<u>施行日 令和 8 年 1 月 1 日</u>） <u>10</u> 第 2 項第 2 号ただし書に規定する材料の有無及び場所<u>（施行日 令和 8 年 1 月 1 日）</u> <u>11</u> 第 4 項の事前調査を行った場合においては、<u>当該事前調査を行った者が同項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し</u>（<u>施行日 令和 8 年 1 月 1 日</u>） <u>12</u> 分析調査を行った場合においては、<u>当該分析調査を行った者の氏名及び当該者が前項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写し</u>（<u>施行日 令和 8 年 1 月 1 日</u>） <u>8</u> 事業者は、・・・・ <u>9</u> 第 2 項第 2 号ただし書・・・・

(旧版) 5 版 (令和 5 年 4 月 21 日)			(新版) 6 版 (令和 5 年 12 月 15 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
200	第 4 条 の 2	3 工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める<u>もの</u>に限る。）の解体工事又は改修工事（当該工事の請負代金の額が 100 万円以上であるものに限る。） 2 前項の規定により・・・ 1～4 省略 5 第 3 条第 5 項第 5 号及び第 8 号に掲げる事項の概要	188	第 4 条 の 2	3 工作物（第 3 条第 4 項ただし書の厚生労働大臣が定める<u>工作物</u>に限る。）の解体工事又は改修工事（当該工事の請負代金の額が 100 万円以上であるものに限る。） <u>（施行日 令和 8 年 1 月 1 日）</u> 2 前項の規定により・・・ 1～4 省略 5 第 3 条第 7 項第 5 号、第 8 号及び第 9 号、第 11 号及び第 12 号に掲げる事項の概要<u>（施行日 令和 8 年 1 月 1 日）</u>
202	第 6 条 の 2	3 事業者は、・・・ 2 当該作業中は、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと。	190	第 6 条 の 2	3 事業者は、・・・ 2 当該作業中は、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと、<u>除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずること。</u>（施行日 令和 6 年 4 月 1 日）
203	第 13 条	・・・ときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、<u>除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	192	第 13 条	・・・ときは、石綿等を湿潤な状態のものとすること、<u>除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じなければならない。</u>（施行日 令和 6 年 4 月 1 日）
204	第 13 条	3 ……に対し、石綿等を湿潤な状態のものとする<u>必要がある旨を周知させなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努めなければならない旨を周知させなければならない。</u>	192	第 13 条	3 ……に対し、石綿等を湿潤な状態のものとすること、<u>除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならない。</u>（施行日 令和 6 年 4 月 1 日）

(旧版) 5 版 (令和 5 年 4 月 21 日)			(新版) 6 版 (令和 5 年 12 月 15 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
208	第 38 条	1 ～ 2 省略 3 ほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じなければならない。	196	第 38 条	1 ～ 2 省略 3 ほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第 2 項の規定による評価の記録、第 1 項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知させなければならない。 <u>1 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。</u> <u>2 書面を労働者に交付すること。</u> <u>3 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。(令和 6 年 4 月 1 日)</u>
208	第 39 条	(第 2 項を追加)	197	第 39 条	第 39 条 <u>2 前項に定めるもののほか、事業者は、同項の場所については、第 37 条第 2 項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知させなければならない。</u> <u>1 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。</u> <u>2 書面を労働者に交付すること。</u> <u>3 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。(施行日 令和 6 年 4 月 1 日)</u>
217	2 行目	(最終改正令和 2 年 1 月 27 日厚生労働省告示第 18 号)	206	2 行目	(改正令和 2 年 1 月 27 日厚生労働省告示第 18 号)
218	上から 11 行目	防じんマスクの選択、使用等について (最終改正平成 30 年 4 月 26 日基発 0426 第 5 号) (以降 223 ページまで全面差し替え)	207	上から 11 行目	防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について (改正令和 5 年 5 月 25 日基発 0525 第 3 号) (以降 221 ページまで基発 0525 第 3 号に全面差し替え)

